

参考(改正後の通知全文)
社援発第1005016号
平成17年10月5日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正

省 略

第 五 次 改 正
社 援 発 0330 第 8 号
令 和 3 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和62年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の国庫補助を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。

実施については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」及び平成24年4月6日厚生労働省発社援0406第4号厚生労働事務次官通知「平成24年度地域自主戦略交付金（社会福祉施設整備に関する事業）の交付について」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内市町村等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

なお、平成2年10月15日社施第141号「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」は廃止する。

1 対象施設及び対象事業

現在国庫補助を認めている施設のうち、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域に設置されているものであって、かつ、施設の安全上問題のない区域に移転する場合の改築整備事業。

2 国庫補助の方針

(1) 移転改築計画の提出

社会福祉施設等施設整備費にかかる整備事業においては当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局）宛あらかじめ別紙様式により、「危険区域所在施設移転改築計画」を提出すること。また、当該期間内に新たに指定された区域内における施設にかかるものについては、追加して提出すること。

(2) 補助基準単価及び申請手続き

交付要綱に準じて行う。

(3) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、補助対象としないものであること。

3 独立行政法人福祉医療機構の利子免除

「危険区域所在施設移転改築計画」に搭載されたもので、国庫補助による移転改築整備を行うものについて、独立行政法人福祉医療機構から整備資金の融資を受ける場合には、その借入金にかかる利子を徴しないこととされていること。

4 適用期間

令和3年度から令和7年度（5年計画）